**大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金に関する事務の概要**

**「大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金」とは**

大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金は、親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学をあきらめることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下、「府立大学等」という。）に在学する学生の授業料及び入学料（以下、「授業料等」という。）の減免を行うものです。

大阪府は、府立大学等が実施する授業料等の減免に要する費用について、府立大学等の設置者である公立大学法人大阪（以下「法人」という。）に対し、大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付します。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、同補助金交付要綱の定めるところにより取り扱うものです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度 | 府の経費区分 | 個人番号取扱事務の規定 | 住基ネット利用の規定 |
| 補助金 | 利活用条例（※１） | 住基条例（※２） |

（※１）大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

（※２）大阪府住民基本台帳法施行条例

**住民基本台帳ネットワークシステムが必要となった経緯・契機**

令和2年4月から実施している本事務においては、申請者及び保護者等の課税情報をもとに、保護者等の負担能力に応じた支援区分を決定し、授業料等の減免を実施しています。支援区分の決定にあたっては、保護者等から提出される課税証明書により、調整控除額や税額調整額といった金額についても確認しています。しかし、調整控除額等については、課税証明書の記載項目に入っていない市町村があり、その場合、別様式による証明書と併せて大学等に提出する必要があります。しかしながら、市町村窓口において保護者等が十分な説明を行うことができず、必要な証明書が発行されないケースがあるため、複数回窓口に足を運ぶことになる等、保護者等及び市町村の負担となっています。

そこで、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して真正性を確認した個人番号を基に、情報提供ネットワークシステムを利用して、世帯の課税情報を照会することで、必要な情報を把握し、保護者等及び市町村の負担軽減及び事務の効率化を図るものです。

なお、令和2年4月から実施されている国の高等教育の修学支援新制度（以下「国制度」という。）においても、当該事務に係る情報連携（※３）がなされており、個人番号の利用に同意した生計維持者については、申請書に個人番号の記載が必要となる一方で、課税証明書等の提出が省略されています。

（※３）情報連携とは

　　　　　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）に基づき、専用のネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）を用いて、異なる行政機関の間で個人番号から生成された符号をもとに情報をやり取りすること。

**住民基本台帳ネットワークシステムが必要になるとき**

＜情報照会に使用する個人番号の真正性確認＞

　　情報提供ネットワークシステムを利用して、保護者等の課税情報を照会するために、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して申請者から提出された個人番号の真正性を確認する必要があります。

**住民基本台帳ネットワークの活用（案）**

|  |
| --- |
| 住基利用予定件数個人番号の真正性確認：年間約6,000件（初年度約18,000件） |
| 現　　在 | 情報連携後 |
| 所得情報等の確認 ⇒ 支援区分の決定 ①・基本情報・課税証明書の提出②支援区分決定書類の送付府立大学等基本情報：申請書記載の申請者名、住所等の個人情報４情報　：個人番号照会に必要な、氏名、生年月日、住所、性別のいずれか本人確認情報：４情報、個人番号、住民票コード及びその変更情報 支援区分：授業料等の減免を行う際の区分。生計維持者等の負担能力に応じ、授業料等を３区分（全額減免、２／３減免、２／３減免）により減免を実施する。申請者 | 情報提供ネットワークシステム⑥課税情報の取得⑤課税情報の照会真正性確認所得情報等の確認⇒支援区分決定③４情報による照会④本人確認情報の取得①・基本情報の提出・個人番号の提出⑦支援区分結果の送付⑧支援区分決定書類の送付申請者②・基本情報の提供・個人番号の提供府立大学等府民文化総務課住基ネット |
| ◎運用効果　・保護者等の負担軽減（課税証明書等の省略）　　　　　　・誤った課税情報の取得リスク軽減　　　　　　・事務執行の効率化 |